

[商品概要説明書]

釧路信用金庫

住宅ローン「つなぎ融資」

令和5年12月1日現在

商品名	● 住宅ローン「つなぎ融資」
ご利用いただける方	● 当金庫の営業区域内に居住する方 ● 当金庫住宅ローンの承認を受けた個人の方 (但、工事請負契約書等で工事代金を住宅完成後一括払いの契約となっている場合は該当しません) (注) 本ローンの取扱いにより、既往融資残高(本人名義預金担保貸付を除く)との合計額が700万円を超える場合は、当金庫の会員となる必要があります。
お使いみち	● 住宅新築に先行して取得する土地の購入資金。(但、保留地は除く) ● 住宅新築に伴うつなぎ資金。
ご融資金額 (ご融資限度)	● 住宅新築に先行して取得する土地の購入資金・・・1,000万円以内となります。 ● 住宅新築に伴うつなぎ資金・・・・・・・・・・建築金額の50%以内となります。 ● 土地の購入資金1,000万円以内+建築金額の50%以内のご利用もできます。
ご利用期間	● 最長6ヶ月以内となります。
担保	● 土地に抵当権設定仮登記を設定させていただきます。 ● 抵当権設定契約書・委任状・印鑑証明書・土地等の権利証を預かり、抵当権設定登記を留保させていただきます。 ● 建物が新築された場合に改めて抵当権金銭消費貸借契約書を徴求し、抵当権設定仮登記の抹消ならびに抵当権設定登記を行わせていただきます。
火災保険の付保	● 建設工事保険又は、請負業者賠償責任保険の加入が必要です。
保証人	● 連帯保証人1名が必要です。 (但、全国保証㈱等の保証会社が不要とする場合は除きます)
ご融資利率	● 当金庫所定の利率を適用させていただきます。
ご返済方法	● 住宅ローン実行時に一括返済となります。
事務手数料	● 5,500円(消費税込)がかかります。
苦情処理措置・紛争解決措置	● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または業務部(9時～17時、電話:0154-23-9020)にお申し出ください。 ● 紛争解決措置 東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～16:00 電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(9:30～12:00、13:00～17:00 電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに札幌弁護士会(10:00～12:00、13:00～16:00 電話:011-251-7730)の紛争解決センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部若しくは全国しんきん相談所(9:00～17:00、電話:03-3517-5825)、北海道地区しんきん相談所(9:00～17:00、電話011-221-3273)までお申し出ください。また、お客様から、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京の弁護士会(東京三弁護士会)は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)一もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫業務部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	● お申込みに際しては事前の審査をさせていただきます。審査の結果ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ● 現在のご融資利率やご返済額の試算については、当金庫の本支店までお問い合わせください。